

## 狭山市規則第 2 2 号

### 狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、狭山市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 14 年条例第 4 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (事業区域の面積と合算しない隣接区域の要件)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項第 2 号ただし書の規則で定める要件を満たしている場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 条例の施行の日前において、埋立て等が完了している場合

(2) 条例で定める埋立て等の届出がされており、かつ、当該埋立て等が完了している場合

#### (適用を除外する公社、公団等)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号の規則で定める公社又は公団等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に基づき設立された地方住宅供給公社

(2) 地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に基づき設立された地方道路公社

(3) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に基づき設立された土地開発公社

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、特別の法律に基づき設立された公団又は事業団（施工基準等）

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の施工基準及び同条第 2 項の埋立て等に係る土壌に関する基準は、別表のとおりとする。

#### (埋立て等の届出)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規定による届出は、様式第 1 号の埋立て等届出書 2 通を提出しなければならない。

2 条例第 7 条第 2 項の規定による届出は、様式第 2 号のたい積行為届出書 2 通を提出しなければならない。

3 条例第 7 条第 3 項の規則で定める書類等は、次に掲げるとおりとする。ただし、前項の届出にあつては、第 3 号及び第 9 号の書類等の添付は要しない。

(1) 事業主の住民票（法人にあつては、法人登記簿謄本）及び印鑑証明書

- ( 2 ) 埋立て等の区域の位置図
- ( 3 ) 埋立て等の区域の平面図、縦断面図及び横断面図
- ( 4 ) 埋立て等の区域の土地の登記簿謄本及び公図の写し
- ( 5 ) 埋立て等の区域の所有者等との契約書の写し及び当該所有者等の印鑑証明書  
( 埋立て等の区域が借地である場合に限る。 )
- ( 6 ) 土砂等の搬入経路図
- ( 7 ) 土壌汚染防止策、事故防止策並びに隣接地の保全及び災害防止策を記載した書  
面
- ( 8 ) 隣接地の所有者等への説明及び当該所有者等との協議の経緯を記載した書面
- ( 9 ) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図及び平面図
- ( 10 ) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面  
( 変更の届出等 )

第 6 条 条例第 8 条各項又は第 9 条第 2 項の規定による届出 ( 同条第 3 項で準用する  
場合を含む。 ) は、様式第 3 号の埋立て等変更届出書 2 通に必要な書類を添えて提  
出しなければならない。

( 計画の変更等の命令 )

第 7 条 条例第 9 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 13 条各項の規定による命令は、様  
式第 4 号の命令書により行うものとする。

( 期間短縮通知 )

第 8 条 条例第 10 条第 3 項の規定により埋立等の着手の制限期間を短縮するときは、  
様式第 5 号の埋立て等着手制限期間短縮通知書により通知するものとする。

( 掲示板 )

第 9 条 条例第 11 条の規則で定める掲示板の様式は、様式第 6 号のとおりとする。

2 前項の掲示板には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ( 1 ) 届出の受付番号
- ( 2 ) 埋立て等の目的
- ( 3 ) 埋立て等の区域の所在地及び面積
- ( 4 ) 事業主の氏名及び住所 ( 法人にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は  
事業所の所在地 )
- ( 5 ) 埋立て等の施工期間
- ( 6 ) 現場管理責任者の氏名及び連絡先  
( 承継の届出 )

第 10 条 条例第 12 条第 2 項の規定による届出は、様式第 7 号の埋立て等承継届出書 2 通に必要な書類を添えて提出しなければならない。

(中止又は完了の届出)

第 11 条 条例第 14 条の規定による届出は、様式第 8 号の埋立て等中止届出書 2 通又は様式第 9 号の埋立て等完了届出書 2 通に、それぞれ必要な書類を添えて提出しなければならない。

2 前項の埋立て等完了届出書は、届け出た埋立て等の目的が達成されたときに提出しなければならない。

(身分を示す証明書)

第 12 条 条例第 15 条第 2 項の身分を示す証明書の様式は、様式第 10 号のとおりとする。

附 則

この規則は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

1 施工基準

埋立て等の種類	基 準
埋 立 て	<p>(1) 施工後の高さは、周辺の土地又は道路（以下「土地等」という。）から1メートル以上高くないこと。</p> <p>(2) 土地を掘削して施工する場合は、掘削深度は、3メートル以内とすること。</p> <p>(3) 粉じん等が発生するおそれがあるものについては、飛散防止策等の必要な措置を講ずること。</p>
盛 土	<p>(1) 土圧等により倒壊、沈下等をしないコンクリート製等の堅固な構造の擁壁を設置すること。ただし、土地利用上の安全性が確認された場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 擁壁の高さは、周辺の土地等から1メートル以上2メートル未満とすること。</p> <p>(3) 施工後の高さは、周辺の土地等から5メートル以上高くないこと。</p> <p>(4) のり面のこう配は、30度以下であること。また、のり面は、30センチメートルごとに十分な締固めを行い、のり面が崩壊等しないように適切な措置を講ずること。</p> <p>(5) のり尻は、擁壁に接しないこと。</p> <p>(6) 傾斜している土地に施工する場合は、施工前の地盤と土砂等がすべり面とならないように斜面に段切り等の措置を講ずること。</p> <p>(7) 粉じん等が発生するおそれがあるものについては、飛散防止策等の必要な措置を講ずること。</p>
た い 積	<p>(1) たい積の期間は、1年未満とする。</p> <p>(2) 施工後の高さは、周辺の土地等から5メートル以上高くないこと。</p> <p>(3) のり面のこう配は、30度以下であること。また、のり面が崩壊等しないように適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) のり尻は、隣接境界から2メートル以上離すこと。</p> <p>(5) 傾斜している土地に施工する場合は、施工前の地盤と土砂等がすべり面とならないように斜面に段切り等の措置を講ずること。</p>

	<p>( 6 ) 土砂等は、原則として採取場所ごとに区分してたい積すること。</p> <p>( 7 ) 粉じん等が発生するおそれがあるものについては、飛散防止策等の必要な措置を講ずること。</p>
--	--

## 2 埋立て等に係る土壌に関する基準

区 分	基 準
有害物質の濃度	土壌汚染に係る環境基準について（平成 3 年環境庁告示第 4 6 号）に定める環境基準を満たしていること。
ダイオキシン類の濃度	ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成 1 1 年環境庁告示第 6 8 号）に定める環境基準の 2 0 分の 1 以下とすること。